東埼玉資源環境組合施設見学実施要項

(令和元年6月18日局長決裁)

1 趣旨

この要項は、東埼玉資源環境組合環境方針に基づき、持続可能な循環型社会を目指して、ごみの減量(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)からなる「3 R」の取り組み等の環境啓発を行うことを目的とした施設見学実施のため、必要な事項を定めるものとする。

2 見学対象施設

名称	所在地
第一工場ごみ処理施設	越谷市増林三丁目2番地1
第一工場堆肥化施設	同上
第二工場ごみ処理施設	草加市柿木町107番地1
第二工場汚泥再生処理センター	八潮市大字八條681番地1
第二最終処分場	吉川市大字高久666番地1

3 見学対象者

見学の対象者は、概ね10人以上の団体及び個人とする。ただし、個人の場合は組合が主催する「個人見学会」等を対象とする。なお、小学生以下の見学は、必ず保護者または責任者の引率を必要とする。

4 見学日

施設の見学日は、月・火・木・金曜日とする。ただし、下記の期間を除く。

- (1) 年末年始(原則として12月28日から1月4日)
- (2) 国民の祝日及び振替休日
- (3) 工事等による閉鎖期間
- (4) その他管理者が必要と認める日

5 見学時間

見学時間は、原則、午前9時30分から午後4時までの範囲とする。ただし、正午から 午後1時までを除く。

6 見学所要時間

名称	所要時間
第一工場ごみ処理施設	およそ1時間30分
第一工場堆肥化施設	およそ30分
第二工場ごみ処理施設	およそ1時間30分
第二工場汚泥再生処理センター	およそ45分
第二最終処分場	およそ30分

7 見学費用

見学費用は、無料とする。

8 申込方法

見学者は、下記の申込先へ電話等で予約をすること。予約は、見学希望日の3か月前の月初日(1日)から可能とする。ただし、月初日が、組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日とする。

見学者は、予約後、「施設見学申込書」を提出すること。なお、組合バスを利用する場合は、併せて「バス使用申込書」を提出することとし、提出方法は、郵送、FAX及びEメールとする。

9 申込先

申込先は、原則次のとおりとする。

(1) 第一工場ごみ処理施設、第一工場堆肥化施設

計画課 電話:048-966-0121

住所: 〒343-0011 埼玉県越谷市増林三丁目2番地1

FAX:048-965-6569

Eメール: keikaku002@reuse.or.jp

(2) 第二工場ごみ処理施設、第二工場汚泥再生処理センター、第二最終処分場

第二工場業務課 電話:048-936-1251

住所: 〒340-0001 埼玉県草加市柿木町107番地1

FAX:048-931-5206

Eメール: second001@reuse.or.jp

10 申込受付時間

申込受付時間は、原則、午前8時30分から午後5時15分までの範囲とする。ただし、 正午から午後1時までを除く。

11 申込書の提出期限

申込書の提出期限は、見学希望日の1か月前までとする。ただし、組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日とする。

12 組合バスの利用

(1) 利用対象者

利用対象者は、管内市町(越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)の住民とし、概ね10人以上の団体とする。

(2) 乗車定員

乗車定員は、55人とする。なお、乗車人数に余裕があるときは、他の団体と合同の乗車となる場合がある。

- (3) 組合バスの利用可能日 組合バスの利用可能日は、「4 見学日」と、同様とする。
- (4) 組合バスの申込方法 組合バスの利用を希望する団体は、見学申込時に、併せて「バス使用申込書」 を提出すること。(「8 申込方法」参照)

(5) 乗降場所

乗降場所は、大型バスが安全に通行、駐停車できる場所とし、見学予約後に職員が現地を確認した上で、見学者と調整する。

- (例) 越谷市役所、草加市リサイクルセンター、八潮市役所、三郷市役所 吉川市役所、松伏町中央公民館等
- (6) 組合バスの運行

組合バスの運行は、見学対象施設のみとする。また、組合バスによる昼食会場等への送迎は行わない。

(例) レストラン、公園等

13 その他

その他、施設見学実施に対する補足事項については、以下のとおりとする。

- (1) 急を要する工事等、管理者が必要と認めるときは、見学日時を変更する場合がある。
- (2) 見学案内は日本語で行う。通訳が必要な場合は、見学者が手配すること。
- (3) 見学の際、組合バス及び施設館内で喫煙、飲酒、食事等はしないこと。
- (4) 工場、施設内の写真撮影は、原則可能であるが、職員の指示に従うこと。また、 当組合の承諾を得ないまま、WEBサイト等のメディアへ転載・引用することを認 めない。
- (5) 上記以外で、施設見学実施にあたり、不明な点が生じた場合は、職員の指示に 従うこと。

附則

この要項は、令和元年6月18日から施行する。